

名古屋市空き家活用支援事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号。）に基づき空家等対策を推進するに当たり、空き家を有効活用し、地域の活性化を図る用途に使用するために実施する事業に関する経費に対して補助金を交付することについて、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、以下の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第2条第1項の空家等のうち、建築物をいう。ただし、法同第2項に規定する特定空家等を除く
- (2) 着手 空き家の改修工事にかかる契約の締結をいう
- (3) 改修工事 建築物の機能の維持若しくは向上、又は居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事で建築基準法その他の法令に違反しないものをいい、耐震改修工事その他の建築物の躯体を補強する工事を除く

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、地域の活性化を図るために事業者に請け負わせて空き家の改修工事を行い、次の用途に活用する事業とする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) 防災用倉庫
- (7) その他市長が認める用途

2 補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 名古屋市内に存する空き家を活用するものであること
- (2) この要綱に基づく補助金の他に公的補助制度等を利用しないものであること

- (3) 補助金の交付決定後に着手するものであること
 - (4) 活用する空き家が次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること
 - ア 建築の着工日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものであること
 - イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された空き家の場合、耐震改修工事により建築物の耐震性を確保できること、又は補助事業の用途に応じて耐震性若しくはその安全性が確保できること
 - (5) 事業者がその業の目的のために行うものでないこと
 - (6) 第 4 条第 2 項第 2 号に規定する者と補助事業に係る契約をしないこと
- 3 前項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害するおそれ、又は公序良俗に反するおそれがある活動の用途に使用するものであってはならない。

(補助事業者)

第 4 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象となる空き家の所有者
 - (2) 対象となる空き家を賃借する者
- 2 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 本市の市税の滞納のある者
 - (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために当該年度内に行う空き家の改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所、又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気、又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根、又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (5) その他市長が認める工事に要する経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金は、前条の各号に掲げる補助対象経費（消費税及び地方消費税額は仕入税額控除の対象となる場合はこれを含まない。）に 3 分の 2 を乗じ

て得た額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1,000 千円を上限として予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第 7 条 規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、補助事業に着手する前日までに空き家活用支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- （1）事業計画書（様式第 1 号の 2）
- （2）対象となる空き家の登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等の所有権原を持つ者を示す書類（申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- （3）対象となる空き家の位置図及び配置図
- （4）対象となる空き家の施工前の写真（施工部分が分かるもの。）
- （5）補助事業にかかる改修工事費見積書（申請者原本証明のもの。）
- （6）補助事業者にかかる本市の市税に関する滞納がない旨の証明
- （7）誓約書（様式第 1 号の 3）
- （8）賃貸借契約書の写し（申請者原本証明のもの。ただし、当該空き家を賃貸借して使用する場合のみ。）
- （9）承諾書（所有者全員のもの。ただし、当該空き家の所有者が複数の場合、又は補助事業者が当該空き家を賃借等している場合のみ。）
- （10）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定し、空き家活用支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際、現地調査をすることができる。

（事業計画の変更等）

第 9 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により交付決定を受けた申請内容に変更が生じたときは速やかに空き家活用支援事業費補助金交付変更申請書（様式第 3 号）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。また、事業を中止（廃止）をしようとするときは、空き家活用支援事業費補助金事業中止（廃止）申請書（様式第 3 の 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、空き家活用支援事業費補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）又は空き家活用支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第 4 の 2 号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 補助事業者は、第 8 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、空き家活用支援事業費補助金交付申請取下げ届（様式第 5 号）を市長の定める期日までに提出し、申請の取下げをすることができる。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条の規定により補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに空き家活用支援事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、提出の期日は原則として補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日までとする。

- （1）補助事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）、又はその書類の写し（申請者原本証明のもの。）
- （2）補助事業を行った部分が分かる施工中、施工後の写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家活用支援事業費補助金確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、前条による通知を受けたときは、空き家活用支援事業費補助金請求書（様式第 8 号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、空き家活用支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式

第9号)により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき
 - (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、又はこの要綱の規定に違反したとき
 - (3) 第10条に定める申請の取下げがあったとき
 - (4) 第11条に定める期日までに空き家活用支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)が提出されなかったとき
 - (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずるものとする。

(検査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、当該補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(改修後の空き家活用)

第17条 補助事業者は、原則として当該改修工事の完了日の属する年度の翌年度から10年間、交付決定を受けた用途で当該空き家を継続して活用するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）名古屋市長

郵便番号

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電 話

生年月日 年 月 日

空き家活用支援事業費補助金交付申請書

名古屋市空き家活用支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家の所在地 名古屋市 区

所有者 ☐ 自己所有（共有者 ☐ あり ☐ なし）
☐ 自己所有以外（ ）

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 対象となる空き家の登記事項証明書、又は固定資産課税台帳記載事項証明書等の所有権原を持つ者を示す書類（申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 対象となる空き家の位置図及び配置図
- (4) 対象となる空き家の施工前の写真（施工部分が分かるもの。）
- (5) 補助事業にかかる改修工事費見積書（申請者原本証明のもの。）
- (6) 補助事業者にかかる本市の市税に関する滞納がない旨の証明
- (7) 誓約書（様式第 1 号の 3）
- (8) 賃貸借契約書の写し（申請者原本証明のもの。ただし、当該空き家を賃貸借して使用する場合のみ。）
- (9) 承諾書（所有者全員のもの。ただし、当該空き家の所有者が複数の場合、又は補助事業者が当該空き家を賃借等している場合のみ。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

注 要綱第 4 条の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消すほか、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、本申請書に記載されている情報を愛知県警察等に照会することがあります。

事業計画書

事業内容	事業名	
	実施内容	・該当するものに○をしてください。 1 滞在体験施設 2 交流施設 3 体験学習施設 4 創作活動施設 5 文化施設 6 防災用倉庫 7 その他 () ・具体的な取り組み内容
	期待される事業の効果 (どのように地域の活性化につながるか)	
着手及び完了 予定時期		(着手) 年 月 日 ～ (完了) 年 月 日
施工業者		
改修工事の内容 (具体的に記載してください)		
補助対象経費の額 (見積金額)		円

誓 約 書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
申請者 フリガナ
氏 名

私は、名古屋市空き家活用支援事業費補助金の交付申請にあたり下記について誓約します。

記

- 1 申請した内容に虚偽がないこと。
- 2 補助金の交付決定後に工事契約を締結し、申請した内容を遵守すること。
- 3 補助事業について、他の公的補助制度等を利用していないこと。
- 4 補助事業を行う空き家の建築の着工日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものであること、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された空き家の場合、耐震改修工事を行って建築物の耐震性を確保できる、若しくは補助事業の用途に応じて耐震性、安全性が確保できること。
- 5 補助事業は、業を目的として行うものではないこと。
- 6 改修後の空き家を交付決定を受けた条件で、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 10 年間継続して活用すること。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

空き家活用支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、名古屋市空き家活用支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 名古屋市補助金等交付規則及び名古屋市空き家活用支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害するおそれ、又は公序良俗に反するおそれがある活動の用途に使用しないこと。
- (3) 申請内容に変更が生じたとき、又は事業を中止(廃止)するときは、市長の予め市長の承認を受けること。
- (4) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された空き家を活用する場合は、建築物の耐震性が確保されていること又は補助事業に活用する部分の耐震性、安全性を証する書類を提出すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに（原則として補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の 2 月末日まで）空き家活用支援事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出すること。
- (6) 市長が必要と認めるときは、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することがあること。
- (7) 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管すること。
- (8) 補助事業者は、補助金の交付の翌年度から 10 年間申請の用途で継続して活用すること。

（宛先）名古屋市長

	住 所
申請者	フリガナ
	氏 名

空き家活用支援事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました空
き家活用支援事業について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（宛先）名古屋市長

	住 所
申請者	フリガナ
	氏 名

空き家活用支援事業費補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました空き家活用支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期 年 月 日

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

空き家活用支援事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった空き家活用支援事業費補助金について、下記のように変更を決定したので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の交付決定額 _____ 円

3 交付条件 当初の交付決定通知書（ 年 月 日付け 第 号）の「3 交付条件」のとおりとす。

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

空き家活用支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった空き家活用支援事業について、下記
のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 中止（廃止）の時期 年 月 日

（宛先）名古屋市長

住 所
申請者 フリガナ
氏 名

空き家活用支援事業費補助金交付申請取下げ届

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました空き家
活用支援事業費補助金交付申請について、下記のとおり取下げたいので届け出ます。

記

1 取下げの理由

（宛先）名古屋市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名

空き家活用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました補助事業が下記のとおり完了しましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 補助金の額 _____ 円

- 3 添付書類
- (1) 補助事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）又はその書類の写し（申請者原本証明のもの）
 - (2) 補助事業を行った部分が分かる施工中、施工後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

空き家活用支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号 により交付決定をした空き家活用支援事業費補助金については、提出された実績報告書を審査の結果、下記のように交付額を確定しましたので通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 補助金確定額 円

（宛先）名古屋市長

住 所
申請者 フリガナ
氏 名

空き家活用支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号の により交付額の確定通知を受けましたので、名古屋市空き家活用支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額

金 額					0	0	0
	百万	十万	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 支店					
	預金種目	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む。）					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

様式第 9 号(第14条関係)

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

空き家活用支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の により通知した空き家活用支援事業費補助金の交付決定を取消したので通知します。

補助金の交付決定額	円
取 り 消 し た 額	円
取 消 し の 理 由	